

令和3年 第1回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和3年1月15日(金) 午後1時30分 市役所 北館1階 101・102 会議室

2.委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保 松尾康弘
横井利治 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三 高井孝平
後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子
小柳守弘 鈴木要

欠席 なし

3.出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 石田潤司 河村幸一郎 嶋田哲也 縣弘之
吉山和志 富永幹人 加茂真也 刑部智美
山下文彦(農林水産担当部長)

4.審議事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について
第2号議案 農地法第4条の規定による許可について
第3号議案 事業計画変更承認申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可について
第5号議案 非農地証明について
第6号議案 農用地利用集積計画の決定について

5.報告事項

報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報第3号 事業計画変更届出について
報第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第6号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第7号 農地の地目変更登記に係る報告について

6.その他

議事の概要

局長 それでは、定刻になりましたので、只今から令和3年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますけれども、18番の森島委員が今こちらに向かってるという形のもので、23名のところ、現時点では22名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いします。

会長 改めまして、皆さんあけましておめでとうございます。昨年は農業委員会活動、ご尽力いただきまして誠にありがとうございます。今年もよろしくお願ひしたいと思います。

新年ですので多少何かいい話とか、景気のいい話とかおめでたい話をするのがだいたいあれなんです、私もちょっと何をしゃべろうかなと思って考えたんですが全くいい話なくて、なぜないのかなと思ったらやっぱり皆さんご存じのように昨年コロナで始まってコロナで終わってそのまんま収束してくれればいいんですが、それどころの騒ぎじゃなくなりまして、本当に皆さん大変な時期にまた入ってしまいました。その中でもやはりいろいろ大変なことがあります、本当に体に気を付けて俗に言われている三密もしくはソーシャルディスタンスというようなものをしっかり心がけて健康に気を付けていただきたいな、とそういう風に思っております。

その中で少し明るい話題というか個人的にもなりますが明るい話題は、私の調査会中ノ町・笠井地区という調査会なんです、その中で昨年新規就農、本当の新規就農者が2名ございました。今、なかなか新規就農があるにはあるんですが、2名1年の間にあるというのは本当におめでたいというかいい話だなとそういう風に思っております。ちょっとご紹介、名前は伏せますがご紹介させていただきますと、昨年セロリを作っている前農業委員をやっておられました■さんという方に1年間■を通して研修に入りまして、1年間研修をしたのですが、春先に自立するということで、以前使っていたやめたハウスを借りて、そこへ利用権をつけて、調査会に最初の利用権ですので挨拶に来ました。その時もいろいろ私近くですので、見て話もしますんで、本当にやる気のみなざるような成年でございますので、年は40ちょっと前くらい40前後ですが、本当に1年間研修をしっかりとやってやりたいということで、またハウスもしっかり借りてまだどんどん増やしていきたいという形でやっていく。また、研修先の■さんですが、その人もちゃんとフォローすると。また■の方も部会に入ったりして、しっかり地域としてもフォローするというような形で本当に私期待をして見守っていきたく、とそういう風に思っております。もう一人は葱を作っている方なんです、葱を作っている方に3年間社員といいますか仕事として入ってまして、やっていくうちに僕も農業で生計を立てたいという風になりまして、3年間の内の後半戦はしっかりと葱じゃなくてほかの農業について勉強しながら、今年、今日、実は利用権で出てくるわけなんです、その方もやめた方のハウスを借りてそこで小さな白菜、名前ちょっと忘れましたが小さな白菜を作ってやっていきたい。それで今年、今月の私たちの調査会にも見えまして話をして、どんな感じか話をした時も本当に3年間温めていますので、年も40ちょっと前ですので、本当にその方も力強くやっていきたいと、自分はこうしていきたいということで説明を受けました。本当にその方も調査会一同みんなが力を出してうまくやっていけるよ

うにフォローアップしていきたいなとつくづく思っております。そんなわけで昨年度、今年度まだありますが昨年から2名の全くの新規の就農者が入ったということでうちの調査会も本当にいい調査会になったなあ、とそういう風に思っております。そんなわけで、これがおめでたい正月の話かどうかは別といたしまして、私としてはご報告しておきたいなあ、とそういう風に思っております。

その他ちょっとご報告でございますがもう二つ、2件ございます。一点は昨年12月に一身上の都合で飯田・芳川地区選出の農業委員の[]さんが、元ですね退任なされました。残念ではございますが。本来ならば次の農業委員を選出するという形になりますが事務局とその飯田・芳川の会長代行者とまた調査員の方々と事務局と相談をいたしまして、後残り任期も6ヶ月ということで、そこで新しく出してもなかなか出すにも大変ですので今のまんまで代行が調査会の会長として代行代理がやるという風に説明をもらいまして、出さない、なしでやっていくという形をとります。皆さんにご承知おき願いたいと思います。制度的にはなしでも問題はないということで、これも承知おき願いたいと思います。というわけで、その地区は農業委員の補選をしなしに、副会長、会長代理がやっていくという形をとっております。ですので、調査会の発表、私が聞いてありますので、私が皆様の方にご報告申し上げる、という形を今月からとらせていただきたいな、とそういう風に思っております。それと、もう一点でございますが、こんなコロナの話の中でちょっと皆さんもご心配の部分、またいろいろな情報等もあると思いますが、今月29日に可美総合センターで行われます菊池弁護士による西部地区農業委員会の研修なんですけど、いろいろ事務局とも向こう側とも協議した結果、静岡県の方としてもまだ緊急事態宣言も出ていませんので三密、ソーシャルディスタンス、また換気、手洗い、検温そのような感染対策をしっかりとやっていくという形で今のところ進めていくということになります。また詳しいことは後程事務局の方から話があると思いますが、ただ本人が東京から県をまたいで来るということは難しいということで、オンラインといたしますかZoomといたしますか、そういう形でやるということになります。この辺はご承知おきを願いたいと思います。詳しくは後程説明すると思います。ただ私たちとしてはやはりいろいろ協議した結果、今のところ進めるということだけご承知おき願いたい、とそういう風に思っております。そんなわけで、大変厳しい門出、コロナによって厳しい門出にはなりましたが、残り半年の任期ではございますが、私たちには遅延遅滞は許されません。しっかりとやっていきたい、とそういう風に思っておりますので、残りの任期皆さんよろしく願いたいと思います。簡単でございますが挨拶とかえさせていただきます。

それでは、只今から、令和3年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号20番水崎委員、議席番号21番井上委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

鈴木智 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

縣 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 1 番外 19 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が12件、贈与に係る案件が4件、賃貸借に係る案件が2件、区分地上権に係る案件が2件でございます。

それでは説明いたします。議案 3 ページ、地区「三方原」、整理番号 14 番は贈与に係る案件でございます。譲受人は、北区三幸町の■■■■さん、78 歳でございます。■■■■さんと■■■■さんは兄弟で、申請地を共有で相続しましたが、この度、実際に耕作管理している■■■■さんに、■■■■さんの持分を移転したく申請にいたったものでございます。この申請により、■■■■さんは申請地の所有権の内 8 分の 7 を所有することとなり、残りの 8 分の 1 についても今後手続きを進める予定と聞いております。申請地は、北区三幸町の畑、1 筆で、引き続き栗、柿、野菜を耕作していく計画でございます。

続きまして議案 3 ページ、地区「天竜」、整理番号 20 番は贈与に係る案件でございます。譲受人は天竜区懐山の■■■■さん 79 歳でございます。■■■■さんは、懐山で主に白菜、大根、お茶を耕作しております。譲渡人は浜北区に居住しており後継者もないため、この度、■■■■さんが営農地に近い申請地を譲受け、柿・栗・みかんなどの果樹を作付けしていく計画でございます。

続きまして議案 4 ページ、地区「水窪」、整理番号 20 番は売買に係る案件でございます。譲受人は水窪町奥領家の■■■■さん 71 歳でございます。■■■■さんは、水窪町奥領家でお茶、花き、栗を耕作しております。譲渡人は高齢で後継者もないため、この度、■■■■さんが営農地に近い申請地を譲受け、お茶を作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

議 長 始めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
原 田 地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いいたします。
袴田正 地区調査会で協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、篠原地区調査会の横井委員からお願いします。
横 井 篠原・舞阪地区調査会で検討しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内 山 地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いいたします。

小 杉 調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
鈴木英 調査会で審議の結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。
水 崎 春野地区調査会、問題はありませんでした。
議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。
井 上 佐久間・水窪地区で協議した結果、問題はありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑応答なし)
議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
議 長 次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)
縣 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 1 番外 10 件でございます。転用目的別の内訳は、住宅関連が 5 件、農業用施設が 2 件、貸駐車場が 3 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 4 件、第 2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 4 件でございます。なお、是正の案件は整理番号 3 番、7 番、11 番の 3 件でございます。また、駐車場の申請につきまして、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を、受けていないことを確認しております。
説明は以上でございます。
議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いします。
議 長 始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
松 澤 中央地区、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
袴田正 湖東地区、特に問題ございませんでした。
議 長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
松 尾 庄内地区、調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。
袴田博 河輪・五島・白脇地区、調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。
高 井 引佐地区調査会も別に問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員ですが、私の方からご報告申し上げます。

特に問題ございませんでした、ということです。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 3 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

縣 今月の申請は、許可期間を延長する「目的変更」が 1 件と当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。

地区「入野」、整理番号 1 番について説明いたします。申請人は、転用事業者である [] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、[] 年 [] 月 [] 日に農地法第 5 条許可を受け、申請地近隣の [] 発注の河川工事のために必要な仮設事務所・仮設トイレ・駐車場・資材置場・作業場として、[] 年 [] 月から [] 月 [] 日まで一時的に申請地を転用する計画でしたが、その後、追加工事の発注があり工事期間が延長されたため、[] 年 [] 月まで 1 年 3 か月間、期間の延長を申請するものです。申請地は、浜松市立入野保育園から南西へ約 [] m のところに位置する農地でございます。当初の許可目的の達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画について雨水は自然浸透する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

続きまして、地区「三方原」、整理番号 2 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [] さん、承継者である [] さんでございます。申請に至った経緯でございますが、当初の転用事業者は、[] 年 [] 月 [] 日に農地法第 5 条許可を受け、自己用住宅を建築予定でしたが、その後結婚、妻の両親と養子縁組し、妻の実家に居住することとなったため、住宅の建築を着工しないまま現在に至っております。承継者である [] さんは現在、北区初生町のアパートに居住しており、申請地に自己用住宅の建築を計画したものです。申請地である北区初生町の畑は、市立初生小学校の南約 [] m に位置する農地でございます。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。転用計画は、申請地に 89.72 m² の自己用住宅を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周はコンクリートブロックを

施工、雨水は道路側溝へ放流し、汚水は公共下水道へ放流する計画となっております。当初の許可目的の達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案19 ページ整理番号53番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第3号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第4号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

鈴木智 議案11 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

嶋田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号1番外83件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が53件、農業用施設関連が4件、事業用の建物関連が8件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が6件、一時転用が3件、太陽光発電が8件、営農型太陽光発電が2件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が8件、第1種農地が5件、第2種農地が17件、第3種農地が54件でございます。なお、是正案件は、61番、62番、及び79番です。なお、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を、受けていないことを確認しております。

それでは、整理番号に丸を付した2件について、説明いたします。議案14 ページ、地区「積志」、整理番号21番をお願いいたします。浜松市東区半田山四丁目の田18筆、5,715㎡について、工場を増設したいという申請でございます。申請者は、XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。今回、事業の集約として、外部発注していた熱処理及びメッキ処理の工程を、自社で処理するため、工場を建築し、作業の効率化を図りたく、申請にいたったものでございます。申請地は、国立大学法人浜松医科大学の北約XXXXmに位置する農地です。農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、工場、120台収容の従業員・来客用の駐車場、緑地、水路等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。排水計画は、汚水、雑排水については公共下水道へ、雨水につきましては敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基

づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 17 ページ、地区「芳川」、整理番号 39 番をお願いします。南区御給町の田 2 筆、畑 4 筆、合計で 5,001 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。近年、受注が増加し、既存の工場内では、新たな設備を設置するスペースがないため、新たに工場を設け、更なる受注増加に対応すべく申請にいたったものでございます。申請地は、浜松市南陽協働センターの南約 XXXX m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、工場、4 台収容の来客用の駐車場、緑地、調整池等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。排水計画は、汚水、雑排水については公共下水道へ、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

議 長 始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区、整理番号 2 番につきましては呼び出し案件でしたけども、事業者を呼ばずに地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 蒲・和田・長上地区調査会で協議をした結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 地区調査会で協議した結果、問題ございませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 湖東地区、調査会で協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪地区調査会ですけども、このうち 2 件が呼び出し案件でした。呼び出した上でい

ろいろ検討した結果、問題ないということになりました。以上です。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 河輪・五島・白脇地区、2 件について調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美、地区調査会において、特に問題はありませんでした。38 番は呼び出し案件
でしたが、審議の結果、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区、調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした、という報告です。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会で協議しましたけども、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの
説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(横井委員 挙手)

議 長 はい、横井委員。

横 井 篠原地区ですけども、2 件の呼び出し案件のうち 1 件、 さんに係わる件について
簡単に補足したいと思います。 さんは今回 2 件目なんですけど、篠原におい
て。1 件目に入られたところが、僕の管理してる畑のすぐ近所ってことで、ずいぶん見てきました
が、言ってみれば理想的に管理されてるという形でした。苗作りをするということで苗を作ってら
っしゃったんですけども、月のうちに 2、3 回は必ず見かけるくらいの頻度で、僕が行かない
日も多いんで、そんな中で 2、3 回見かけるということは頻度的にはかなり来てるのかな、と感じ
ました。出荷の方も、そこから苗を持ち出してるのを何回も確認しております。細かい数字につ
いては農業委員会の方に調査して数字の方あげていただけるという回答でしたので、皆さんに
その件ご報告申し上げます。

議 長 その他ございますでしょうか。

(小杉委員 挙手)

議 長 はい、小杉委員。

小 杉 私のところにも さんが見えになりまして、浜北、もちろん南と北もありますが、

私の方も███████に関する太陽光発電というのはたくさんありまして、この中の私宛の質問でどんくらい今浜松その他向こうの方も含めて、10ha ちょっと今やってるそうで、これがまだ出荷の方にどんどんまだいっていない。ただ畑管理が今、だけの仕事だと思っんですよ。この10ha がもちろんいろんな雇用形態を作ってやっていくというのが███████の元ですから、そこらへんを注意深く見守っていきたいと思います。███████に関してはおそらくこの農業委員会の中でも一番営農型発電っていうのでおそらくあったと思うんで、私のところでは一番多いかなというのが感じられたんで、10ha、11ha っていうたもんですから、これからちょっと注意深く、これから出荷あと数年たつとどんどこんどこ出てくると思うんで、そこらを注意深く見て農業委員会の方も見ていった方がいいと思います。以上です。

議長 ご報告ありがとうございました。

議長 その他ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第4号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第5号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案25ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

嶋田 今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号1番外4件でございます。

地区「天竜」、整理番号1番の申請は10年以上前から住宅が建築されていて、宅地利用されている状況です。

地区「天竜」、整理番号2番、3番の申請地は斜面地等で耕作困難のため、昭和57年頃に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号4番、5番の申請は10年以上前から倉庫が建築されていて宅地利用されている状況です。

つきましては、全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局からの説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第5号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第6号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 27 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

刑 部 それでは、別冊 1 につきまして事務局より説明いたしますが、委員該当案件がありますので
お願いいたします。

議 長 それでは、委員該当案件がありますので、■■■■委員はご退室をお願いします。

(■■■■委員 退室)

議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。

刑 部 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 2 年度第 10 回浜松市農用地利用集積
計画(案)でございます。公告予定は令和 3 年 1 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農
用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 181 筆、185,230.27 ㎡の内訳でご
ざいます。今月は、笠井地区での 1 筆をはじめとして、計 22 地区での利用権設定を予定して
おります。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 19 ペー
ジは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、21 ページは所有権移転を掲載し
ております。それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

5 ページの 1 番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。■■■■のもとで
研修をし、今回の申請に至りました。西区和地町■■■■の田、1,300 ㎡を借り受けて水稻の
栽培を予定しております。

次に、9 ページの 9 番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。認定農業者の■■■■
さんのもとで 4 年前から農業を学んでおり、今回の申請に至りました。東区常光町■■■■の畑、
1,291 ㎡を借り受けて白菜の栽培を予定しております。

次に、9 ページの 10 番から 13 番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。南区寺脇
町の■■■■さんのもとで水稻栽培を学び、今回の申請に至りました。南区寺脇町■■■■ほ
か 3 筆の田、計 3,163 ㎡を借り受けて水稻の栽培を予定しております。

次に、9 ページ 1 番から 8 番、15 ページから 18 ページ、19 ページ 1 番から 8 番をご覧くだ
さい。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 48 筆ございま
す。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権
設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を
公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配
分予定先を記載してあります。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基
盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画の決定につい
て」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 それでは、■■■■委員のご入室をお願いします。

(■■■ 委員 入室)

議 長 次に、報告事項の第 1 号から第 7 号までを、事務局から報告をお願いいたします。

鈴木智 (報告事項)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

齋 藤 今後の会議予定

・西部地区農業委員会研修会

日 時 令和 3 年 1 月 29 日(金) 午後 1 時 50 分から

場 所 可美公園総合センター ホール

・令和 3 年 第 2 回 農業委員会総会

日 時 令和 3 年 2 月 15 日(月)

場 所 みをつくし文化センター 2 階 大研修室

議 長 それでは、以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 1 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 2 時 15 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 3 年 1 月 15 日

会 長 松島 好則

委 員 水崎 久司

委 員 井上 保典